

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取り扱いについて

垂水市 令和4年1月改訂

1 例外給付の取り扱いについて

軽度者（※）については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（以下「対象外種目」といいます。）が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目であっても、例外的に給付できることが規定されています。

※要支援1・2及び要介護1

ただし自動排泄処理装置については要支援1・2及び要介護1・2・3

2 給付が制限される福祉用具

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の注4（平成12年2月10日 厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の注4（平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号）】

●要支援1・2、要介護1の方の対象外種目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具部分を除く。）

●要支援1・2、要介護1・2・3の方の対象外種目

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

3 厚生労働大臣で定める例外給付の対象者

状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、指定福祉用具貸与費の算定の可否の判断基準は次のとおりです。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）】

【指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）】

(1) 基本調査の結果による判断

表1にある基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断します。

→本市への届出や報告は不要

基本調査の直近の結果を示す資料は資料開示申請により入手可能です。

ただし、当該判断に使用した文書等については、保存が必要です。

また、保険給付の適正化の観点から、当該判断に使用した文書等については、実地指導時等に確認を行うことがあります。

※基本調査：「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第1の調査票

(2) 該当する基本調査結果がない場合の判断

表1のうち以下の2項目については、主治医からの情報及び軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを基に、居宅介護支援事業所等が判断します。

- ・アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ・オの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

アの(二)については、別紙様式1「車いす貸与に係る「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシート」を活用し、「車いす貸与が適切と判断される」必要があります。

オの(三)については、別紙様式2「移動用リフト貸与に係る「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」の判断のためのチェックシート」を活用し、「移動用リフト貸与が適切と判断される」必要があります。

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととします。

→本市への届出や報告は不要

ただし、当該判断に使用した文書等については、保存が必要です。

また、保険給付の適正化の観点から、当該判断に使用した文書等については、実地指導時等に確認を行うことがあります。

(3) 市の確認による判断

前(1)(2)に関わらず、次の者については、市が書面等確実な方法により次の2点を確認することにより、その要否を判断します。

- ・医師の医学的所見に基づき、次のi)からiii)のいずれかに該当すると判断

	該当項目	事例(※)
i)状態の変化	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
ii)急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1に該当することが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
iii)医師禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※ 詳しい事例は、後述の主な事例内容(表2)を参照してください。

- ・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断

→市保健課に対して、原則、貸与前に「福祉用具貸与確認依頼書」及び関係書類の写しの提出が必要

※4の「市保健課への確認依頼」に進みます。

4 市保健課への確認依頼

3の(3)に該当する場合、本市では次の手順で事務を進めます。

(1) 利用者の状態の確認

担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センターの担当職員。以下「担当ケアマネジャー等」といいます。）は、利用者の状態が、3の(3)の i) から iii) の状態像に該当する可能性があり、かつ、福祉用具の使用が利用者の自立支援に効果的であるか確認します。

(2) 医学的所見の確認

担当ケアマネジャー等は、前(1)により福祉用具の貸与が適当と判断した場合は、ア～ウのいずれかの方法により次の2点について確認します。

- ・ 3の(3)の i) (状態の変化)、ii) (急性憎悪)、iii) (医師禁忌) のいずれに該当するか
- ・ 3の(3)の i) (状態の変化)、ii) (急性憎悪)、iii) (医師禁忌) のいずれかを選択する際に根拠となった疾病及びその他の原因

◎ご注意ください

3の(3)の i) (状態の変化)、ii) (急性憎悪)、iii) (医師禁忌) のいずれにも該当しない場合、または、判別できない場合、介護保険を利用しての福祉用具貸与は不可能となります。

ア 主治医意見書

担当ケアマネジャー等は、利用者の同意を得て、主治医意見書の写しを市から入手し、上記2点について確認します。

イ 医師の診断書、ケアプラン連絡票等

- ① 担当ケアマネジャー等は、医師に医学的な所見を照会することについて、事前に利用者の同意を得る必要があります。
なお、診断書による場合、自己負担金が生じることについて説明が必要です。
- ② 適切なアセスメントに基づき、照会の目的を明らかにした上で、医師に医学的な所見を求めます。
- ③ 担当ケアマネジャー等は、医師から提供された診断書等により上記2点について確認します。

ウ 医師の医学的所見の聴取

上記ア、イの方法によらず電話、面接及びその他の方法で医師の医学的な所見を求める場合は、上記2点について確認します。

なお、文書にて医師の医学的な所見を求める場合は、それぞれの福祉用具種目別に別紙様式3「軽度者に対する福祉用具貸与の例外に係る医学的所見の照会書」を活用してください。

(3) サービス担当者会議の開催

担当ケアマネジャー等は、医師の意見（医学的な所見）を入手した後、サービス担当者会議等を開催します。その際に、医師の意見（医学的な所見）を参考に福祉用具の例外給付が利用者の自立支援に役立つか検討し、例外給付が必要と判断した場合に、ケアプランを作成します。

また、「サービス担当者会議の要点」又は「介護予防支援経過記録」には、次の4点について記載します。

(a)医師の意見（医学的な所見）

医療機関、医師名、聴取日時、聴取方法、診断名等に起因する状態像

(b)医師の意見（医学的な所見）に基づき必要性の判断

(c)本人・家族の意向

(d)サービス担当者会議での必要性の検討

◎ご注意ください

上記(a)~(d)について、「サービス担当者会議の要点」又は「介護予防支援経過記録」において確認できない場合、市による要否の確認が不可能となり、結果的に介護保険を利用しての福祉用具貸与は不可能となります。

(4) 市保健課へ確認依頼書の提出

担当ケアマネジャー等は、ケアプラン作成後、次のとおり書類を整え、市保健課窓口にて原則直接提出します（遠方の場合は郵送可能）。

ア 提出書類

(a) 福祉用具貸与確認依頼書

○要介護の場合

(b) 居宅サービス計画書（第1表及び第2表）

(c) サービス担当者会議の要点（第4表）

○要支援の場合

(b) 介護予防サービス・支援計画表（第1表及び第2表）

(c) 介護予防支援経過記録

イ 提出期限

原則として、貸与開始の1週間前までに提出してください。

ただし、ターミナルケアを行うなど急を要する場合には、5のQ4及びA4を参照の上、後日、できる限り速やかに確認依頼の手続きを行ってください。

ウ 確認結果

市保健課では、確認依頼の提出を受けた後、内容の審査を行います。

審査後は、担当ケアマネジャー等に対し、「軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の例外給付の確認について（通知）」を送付します。

5 市への確認依頼書提出に関するQ & A

Q1 診断書や主治医意見書、聞き取りの資料など、医師の所見を確認した資料の添付について

A1 添付は不要です。

ただし、保険給付の適正化の観点から、当該判断に使用した文書等については、実地指導時等に確認を行うことがあります。

Q2 要介護（要支援）認定申請中の場合の取り扱いについて

A2 要介護（要支援）認定申請中の方についても、認定調査実施後に、例外給付の確認依頼書の提出は可能です。その際は、暫定の居宅サービス計画書を添付してください。その後、確定の居宅サービス計画書を提出していただき、差し替えを行います。

確認依頼書の提出が可能となるのは、4の(1)から(3)までの過程（利用者の状態の確認～サービス担当者会議の開催）を経ている場合に限りです。この場合、当該例外給付の適用開始日は、暫定の居宅サービス計画書の作成日となります。

なお、認定の結果「非該当（＝自立）」となった場合、その間の利用については全額自己負担となりますので、貸与前に利用者やその家族等にその旨説明し、承諾を得ておくことが重要です。

Q3 要介護認定申請中に、軽度者には該当しない見込みで、例外給付対象種目となる福祉用具を利用開始していたが、認定の結果、軽度者に該当することとなった場合の取り扱いについて

A3 要介護認定申請中のため、3の(1)及び(2)の基本調査の結果等による判断はできないことから、3の(3)の「市の確認による判断」で行うこととなります。

この場合は、当該福祉用具の利用開始前に、4の(1)から(3)までの過程（利用者の状態の確認～サービス担当者会議の開催）の過程を経ている場合に限り、市で確認依頼を受け付け、利用開始日に遡って例外給付対象とすることができるものとします。

Q4 急を要する場合の利用について

A4 医療機関等を退院（所）し、自宅においてターミナルケアを行う場合などで、例外給付の要件（3の(1)又は(2)）に該当しない者が緊急に福祉用具貸与の利用する必要がある場合、窓口又は電話等により市保健課に必ず利用者の状態像を示していただいた上で、指定福祉用具貸与事業所と連携し、当該福祉用具の手配を行うとともに、後日、できる限り速やかに確認依頼の手続きを行ってください。

Q5 Q4以外で、確認依頼書の提出がない、又は、確認依頼書が提出された時点で既に福祉用具の貸与が開始されている場合について

A5 確認依頼により当市で当該福祉用具の貸与の必要性等を確認できた場合、確認依頼書の受付日（＝確認日とする）に遡って介護保険での給付が可能です。よって、所定の手続きがなされていない期間（利用開始日から確認依頼書受付日の前日まで）の利用については、全額利用者の自己負担扱いとなりますので、事前に利用者やその家族等にその旨説明し、承諾を得ておくことが重要です。

なお、すでに国保連に対して請求を行っている場合、過誤調整を行っていただく必要がありますので、居宅介護支援事業所等からの確認依頼書とは別に、福祉用具貸与事業所から「介護給付費明細書過誤調整依頼書」の提出が必要となります。

Q6 更新認定及び区分変更認定による要介護度の変更時に確認依頼書が提出されていない場合について

A6 下記のいずれの場合も直近の基本調査の結果を確認の上、認定調査の結果が3の(1)又は(2)に該当しない場合、市保健課への確認依頼が必要です。

① 要介護1 ⇔ 要支援1・2 への変更

居宅介護支援事業所 ⇔ 地域包括支援センター とケアプラン作成機関に変更が生じた場合

② 要支援1 ⇔ 要支援2（地域包括支援センター）

③ 要介護2以上 → 要介護1、要支援1・2

既に福祉用具の貸与を受けている要介護2以上の者が要介護1以下の認定を受けた場合

表1 (厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の三十一のイ(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)より)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす 及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業所等が判断
イ 特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があるもの	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) ※1、2	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗の一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業所等が判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※1 移動用リフトのうち「段差解消機」については、該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断します(平成18年介護報酬改定Q&A、Vol.2、44)。

※2 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します(H19.3.30厚生労働省事務連絡、P9参照)。

表2 福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

（H19.3.14 厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」より）

事例類型	必要とする福祉用具	事例内容（概略）
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト 	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON/OFF 現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト 	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト 	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
III 医師禁忌	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないように、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に状態をおこすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 	脊髄損傷により下半身麻痺で、床ずれの発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・移動用リフト 	人口股関節の術後で、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※上記事例で示した疾病名について、あくまでも i) ~ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。上記に例示されていない疾病名であっても、i) ~ iii) の状態であると判断される場合もあります。また、逆に例示した疾病名であっても、必ずしも i) ~ iii) の状態像に該当するとは限りません。

図1 (市の確認による判断で行う場合) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ

